

# 消防課契約業者等選定委員会要綱

## (趣 旨)

第1条 消防課において執行する工事等の契約に当たり、当該契約の相手方となる業者の適正な選定を図るため、課内に消防課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任 務)

第2条 委員会は、契約の相手方となる業者の選定等に関して必要な事項を審査する。  
2 前項の審査は、課内事業担当者の内申に基づいて行う。

## (組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 消防課長  
副委員長 消防課副課長  
委員 消防課主幹

- 2 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

## (招 集)

第4条 委員会は、必要があるときに委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

## (関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (秘密の保持)

第6条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、消防・救急担当に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 消防防災課契約業者等選定委員会要綱は廃止する。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。